

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年5月29日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a．当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b．過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c．被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d．現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html）

（1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

（2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

（3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

（4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をしていますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号： 1 国名：中華人民共和国 担当：中華人民共和国事務所
案件名：中華人民共和国黄土高原林業新技術推進普及プロジェクト（林業技術）

1 今回契約予定のコンサルタント
林業技術 3号

2 契約予定期間： 全体 2013年6月下旬から2013年9月中旬まで
業務予定期間（日数） 準備期間 派遣期間 整理期間 M / M
林業技術 3 60 2 2.25
（国内：0.25M / M、現地：2.00M / M）

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所
簡易プロポーザル：正1部写4部
見積書：正1部写1部
提出期限：6月12日(12時まで)
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針	
ア 業務方針の的確性	6
イ 業務方法の整合性、現実性等	12
ウ 当該業務実施上のバックアップ体制	2
(2) 業務従事者の経験能力等	
ア 担当事項：林業技術	
(ア) 類似業務の経験	35
(イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験	20
(ウ) 語学力	5
(エ) その他 学位、資格等	20
	(計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語(語学は認定書(写)を添付してください。)
対象国/地域：中華人民共和国/全途上国
類似業務：乾燥地における森林保育管理にかかる各種業務

6 条件

補強認めない。
参加資格のない社等：特になし。

7 業務の背景と目的

中華人民共和国(以下、中国)の黄土高原には山西、陝西、内モンゴル、甘肅、寧夏、河南、青海の省・自治区が含まれ、面積は60万km²余りである。黄土高原の気候は乾燥しており、植生はまばらで、表土の流失面積は約45万km²のほり、当該地域における旱魃、砂漠化等の自然災害は激化して、地域の貧困を招いている。

中国政府はこれらの問題に対し、1990年に「黄河流域黄土高原地域の表土保全特別整備計画」を承認して、黄土高原の表土の保全を国の重点課題と定め、同地域の整備を図る方針を打ち出し、その後、三北(東北、華北、西北)保全文事業、退耕還林事業、天然林保護事業、北京・天津風砂源整備事業等の国家植生回復事業を展開している。

このように中国では黄土高原の植生回復に尽力しているが、系統的な事業管理体制と適切な技術が不足しており、造林の活着率、維持率は低く、造林を繰り返しているのに林に育たない状況がある。このため、科学的かつ先進的な造林技術と管理方法を取り入れる必要がある。

これまでに、我が国政府は技術協力プロジェクト「黄土高原治山技術訓練計画」(1990～1995年)による水土保持に適した植林技術の開発、無償資金協力「第二次黄河中流域保全林造成計画」(2003～2008年)による技術協力プロジェクトにて開発した技術を活用したモデル林の造成や植林後の保育等の技術支援、円借款「山西省黄土高原植林事業」(2001～2010年)による植林のための資金協力、現地国内研修「黄土高原における植林技術普及計画」(2007～2009年)による我が国政府により実施された植林事業の成果を活用した保育管理の人材育成等を実施してきており、黄土高原に適した育林技術や事業管理方法が開発・普及され、成果を上げた。上述事業は山西省を対象としていたが、黄土高原は山西省以外にも広がっており、円借款による植林事業も実施されている。我が国のこれまでの協力で開発された造林技術や事業管理方法をさらに普及させ、円借款事業の促進を図るとともに黄土高原の植生回復を促進していく必要がある。

本円借款附帯プロジェクト「黄土高原林業新技術推進普及プロジェクト(以下、プロジェクト)」は山西省林業庁をカウンターパート(以下、C/P)とし、冒頭で記載した7省・自治区を対象として2010年10月から2015年10月までの5年間の計画で実施中であり、既存の日中林業協力成果を基に、黄土高原各地に適した林業技術と管理方法の整理・改善

を行い、その林業技術・管理方法を現地国内研修を通じて黄土高原各地へ普及させるとともに、専門家派遣等を通じて、我が国の研修方式と植林事業管理・保育方法をC/Pに技術移転している。

2010年度から2012年度までに山西省において12回、その他の各省・自治区で3回の現地研修を実施した。なお、2010年度から2012年度までに、専門家を3回（各年度1回）現地に派遣した。同専門家は山西省を中心に黄土高原における植林事業の政策及び実施状況を把握し、研修の計画作成支援及び研修において森林管理と林業技術に関する講義を行った。

2013年度はこれらの活動成果も踏まえ、山西省において4回、他の六つの省・自治区で各1回の現地研修やセミナーを実施する予定である。今回派遣予定の専門家は、黄土高原各地の植林事業現状を過去の専門家派遣の成果報告をを通じて把握するとともに、プロジェクトこれまでの成果をレビュー・整理し、2013年度の現地国内研修・セミナーの計画（講義内容）・実施（研修管理体制）・評価に対して山西省及び六つの省・自治区に助言を行う。

8 業務の範囲及び内容

本コンサルタントは、過去の専門家派遣の成果を踏まえた山西省及び各省・自治区の研修計画作成の支援、我が国の先駆的な森林経営・維持管理にかかる講義及び研修実施の監督・改善助言を行うとともに、C/Pが行う森林の保育実験を支援する。

具体的な担当事項は以下のとおりとする。

(1) 国内準備期間(2013年7月上旬)

ア プロジェクトの関連情報を把握する。特に、2010年度、2011年度及び2012年度に実施した研修成果について、既存の報告書を基に把握する。

イ 業務実施計画書案(和文)を作成し、JICA中国事務所の承認を受ける。

ウ 業務実施計画書(和文)をJICA地球環境部に提出する。

(2) 現地派遣期間(2013年7月上旬～2013年9月上旬)

ア JICA中国事務所に業務実施計画(和文)を提出する。

イ C/Pに業務内容・業務計画を説明する。

ウ 中国が実施する黄土高原における植林事業の政策及び実施状況を把握する。

エ 黄土高原植林にかかわる林業庁等の林業関係者、NGO等と情報交換を行う。

オ 山西省の黄土高原植林事業サイトを視察して関係者と協議を行い、2010年度、2011年度及び2012年度に実施された活動の概要及び成果、改善点を把握する。

カ 山西省以外の黄土高原地域の視察及び林業関係者へのインタビューを通じ、黄土高原各地の現状と課題、研修ニーズを把握する。

キ 上記(2)ウ～カを踏まえ、JICA中国事務所、C/P、他の黄土高原各省と協議を行い、黄土高原植林にかかる2013年度の現地国内研修(山西省において4回、他の六つの省・自治区で各1回、50人×1週間程度の研修を計10回実施予定)及び森林事業管理セミナー1回の計画作成を支援する。なお、現地国内研修及びセミナーは、本コンサルタント及びJICA中国事務所の支援の下、C/Pが実施する。

ク 各研修において、日本の森林管理、林業技術について、半日程度の講義を行う。

ケ 研修実施をモニタリングし、円滑な研修実施に協力する。

コ 研修終了後、C/Pとともに研修総括を行い、次年度に向けた改善点を抽出し、JICA及びC/Pに対して提言を行う。

サ C/Pが実施する森林の保育実験を支援する。

シ 2013年度カウンターパート本邦研修にかかるニーズを把握し、研修計画を作成する。

ス 現地業務結果報告書を作成し、JICA中国事務所に報告を行う。

(3) 帰国後の整理期間(2013年9月上旬)

専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICA地球環境部に報告を行う。

9 成果品等

業務の実施過程で作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は(3)専門家業務完了報告書とする。

(1) 業務実施計画書

和文2部(JICA中華人民共和国事務所、JICA地球環境部)

(2) 2013年度現地国内研修レビュー報告書

和文1部(JICA中華人民共和国事務所)

中文2部(C/P、JICA中華人民共和国事務所)

(3) 専門家業務完了報告書

和文2部(JICA中華人民共和国事務所、JICA地球環境部)

なお、上記成果品の体裁は簡易製本とし、併せて電子データも提出すること。

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費(日当・宿泊費)は契約に含む。なお、積算可能な費用項目については

http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_201301.html

プロポーザルの提出(見積書)を参照のこと。

航空便経路: 成田～北京(標準)

(2) プロポーザル提案事項

業務の実施方針及び業務工程表をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

2010年度、2011年度及び2012年度の活動に関する報告書はJICA地球環境部森林・自然環境保護第一課 (Tel:03-5226-9524)にて閲覧できる。

(4) 必要予防接種 無

(5) その他

必要に応じ、現地で日本語-中国語の通訳を備上する予定。